

令和8年度

美浜町水道水質検査計画

美浜町水道課

美浜町水道水質検査計画（令和8年度）

1 基本方針

町民の皆様が安心して飲んでいただける水道水をお届けするため、適切な水質検査を実施するとともに、安全な水道水を供給していることをご理解いただくため、水質検査計画を作成し検査結果を公表します。

2 水道事業の概要

美浜町の上水道は、愛知県水道用水供給事業（以下「県営水道」という。）において必要な処理と検査を行った浄水を2箇所の配水池に貯留させ、皆様の所へ配水しております。

(1) 給水状況

(令和6年度末)

区 分	内 容
給水区域	美浜町区域内
給水人口	20,374人
普及率	99.8%
計画一日最大給水量	15,000m ³
一人一日最大給水量	437L
一人一日平均給水量	394L

(2) 配水池系統

配水池名	河和配水池	上野間配水池
地区名	東部地区全域、奥田地区の一部、野間地区、小野浦地区	上野間地区、美浜緑苑地区、奥田地区の一部

(3) 水源の状況

県営水道からの受水

(4) 配水池の状況

河和配水池及び上野間配水池には水質自動計測器を設置し、残留塩素等について連続監視しています。

また、末端給水栓での消毒用の残留塩素濃度を適切に確保するため、適宜、塩素注入を行っています。

3 水質の状況

美浜町の水道水は、愛知県知多浄水場及び供給点において、水質検査を行った浄水を受水し、皆様に配水しており、県営水道から供給される水質が安定していることから、現在、水道水の水質としては特に問題は生じていません。

また、末端給水栓での過去の水質検査の結果では、すべての項目で水質基準を満たしており、安全で良好な水道水であります。

4 水質検査を行う項目、採水地点、検査頻度及びその理由（表1参照）

(1) 検査項目

水道法で義務づけられている水質基準項目（52項目）と水質管理目標設定項目のうち水質管理上着目すべき項目について検査を実施します。

(2) 採水地点

配水系統ごとの末端給水栓の2ヶ所で行います。

○ 美浜町大字小野浦地内（食と健康の館前）

○ 美浜町大字上野間地内（杉代公園）

(3) 検査頻度

ア 水質基準項目

水道法に基づき、色及び濁り並びに残留塩素の検査を末端給水栓において1日1回行います。

また、濁度を始めとした9項目の検査は毎月1回、消毒副生成物12項目及び過去3年間で基準値の20%を超えたことのある項目または過去に検査実績がない項目等については、年4回実施します。

さらに、52項目の検査及び過去3年間の検査結果が、基準値の20%以下の項目については、年1回測定します。

イ 水質管理目標設定項目（表2参照）

水道水の安全性の確保等に万全を期する見地から、ニッケル及びその化合物、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール及び従属栄養細菌については、年1回測定します。

5 水質検査方法

水質基準項目の水質検査は委託検査とし、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」）により行います。

6 臨時検査

臨時の水質検査は、次の場合に実施します。

(1) お客様の水道水に異常が認められたとき

- (2) 水源付近や給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているとき
- (3) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- (4) その他、特に必要と認められているとき

7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度策定し、美浜町ホームページに掲載します。

水質検査計画に基づいて行われた検査結果についても、美浜町ホームページに掲載します。(表3参照)

また、次年度の検査計画や水質管理に町民の皆様の声を反映させていくため、水質検査計画や水質検査結果について、ご意見がありましたらよろしくお願ひします。

8 関係者との連携

美浜町は、県営水道から浄水を受水しているため、県営水道、受水市町と連絡を密にし、水質異常に迅速に対応できるよう体制を整えています。